



三重県公報

令和4年12月27日 (火)

第 375 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
828	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
829	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地域福祉課)	2
830	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
831	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
832	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
833	三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	(市町行財政課)	3
834	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	6
835	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能性を定めた旨	(水産資源管理課)	6
836	地方自治法施行令第158条第1項の規定による手数料の収納事務の委託	(建設業課)	6
837	放置違反金の収納事務委託に係る告示	(警察本部)	7
公 告			
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農地調整課)	7
	林業種苗法の規定による講習会の開催	(森林・林業経営課)	8
	三重県栽培漁業基本計画の策定	(水産資源管理課)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	12
	同件	(同)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	12
	同件	(同)	13
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	13
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	13
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(津地域防災総合事務所)	13

告 示

三重県告示第 828 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	医療法人 相生 ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘 7 丁目 305 番地	令和 4 年 12 月 1 日
薬局	クスリのアオキ 明和薬局	多気郡明和町大字馬之上 942 番地 4	令和 4 年 12 月 1 日
訪問看護	スマイルホーム志摩訪問看護事業所	志摩市阿児町鶴方 2850-126 赤松ヶ谷テナントC号室	令和 4 年 12 月 1 日

三重県告示第 829 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
スギ薬局阿倉川店	四日市市羽津山町 2-2	居宅療養管理指導	所在地	四日市市羽津山町 2-2	四日市市羽津山町 2-5	令和 4 年 10 月 27 日
スギ薬局阿倉川店	四日市市羽津山町 2-2	介護予防居宅療養管理指導	所在地	四日市市羽津山町 2-2	四日市市羽津山町 2-5	令和 4 年 10 月 27 日
スギ薬局 河芸店	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	居宅療養管理指導	所在地	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	津市河芸町東千里字大橋 255 番地 1	令和 4 年 11 月 10 日
スギ薬局 河芸店	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	津市河芸町東千里字大橋 255 番地 1	令和 4 年 11 月 10 日

三重県告示第 830 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
本荘歯科医院	名張市赤目町新川 263-15	居宅療養管理指導	令和 4 年 8 月 19 日
訪問看護ステーションきずな	志摩市阿児町鶴方字鶴方道 2822 番地 53	訪問看護	令和 4 年 11 月 30 日
訪問看護ステーションきずな	志摩市阿児町鶴方字鶴方道 2822 番地 53	介護予防訪問看護	令和 4 年 11 月 30 日

三重県告示第 831 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
スギ薬局阿倉川店	四日市市羽津山町 2-2	居宅療養管理指導	所在地	四日市市羽津山町 2-2	四日市市羽津山町 2-5	令和 4 年 10 月 27 日
スギ薬局阿倉川店	四日市市羽津山町 2-2	介護予防居宅療養管理指導	所在地	四日市市羽津山町 2-2	四日市市羽津山町 2-5	令和 4 年 10 月 27 日
スギ薬局 河芸店	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	居宅療養管理指導	所在地	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	津市河芸町東千里字大橋 255 番地 1	令和 4 年 11 月 10 日
スギ薬局 河芸店	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	津市河芸町東千里大橋 203 番地 1	津市河芸町東千里字大橋 255 番地 1	令和 4 年 11 月 10 日

三重県告示第 832 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
本荘歯科医院	名張市赤目町新川 263-15	居宅療養管理指導	令和 4 年 8 月 19 日
訪問看護ステーション きずな	志摩市阿児町鶴方字鶴方道 2822 番地 53	訪問看護	令和 4 年 11 月 30 日
訪問看護ステーション きずな	志摩市阿児町鶴方字鶴方道 2822 番地 53	介護予防訪問看護	令和 4 年 11 月 30 日

三重県告示第 833 号

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示
 三重県地域総合整備資金貸付要綱（平成 2 年三重県告示第 271 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（貸付対象事業） 第 3 条 貸付の対象となる事業は、知事が策定した地域振興民間能力活用事業計画（第 1 号様式）に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。 (1) (略) (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において <u>5 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの</u> （地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 22 条の 2 第 3 項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第 2 条第 6 項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第 36 条の 25 第 1 項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となつ	（貸付対象事業） 第 3 条 貸付の対象となる事業は、知事が策定した地域振興民間能力活用事業計画（第 1 号様式）に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。 (1) (略) (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において <u>10 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの</u> （電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 5 項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、知事が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては、1 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）

<p>た事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第 36 条の 2 に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 5 項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であつて、知事が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては、1 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）</p>	
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(貸付額)</p>	<p>(貸付額)</p>
<p>第 5 条 (略)</p>	<p>第 5 条 (略)</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「42 億円」とあるのは「67.5 億円」と、「63 億円」とあるのは「101.2 億円」とし、第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」とする。</p>	
<p>8 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>(償還期間)</p>	<p>(償還期間)</p>
<p>第 8 条 貸付金の償還期間は、貸付けの日から 20 年（5 年以内の据置期間を含む。）以内とする。</p>	<p>第 8 条 貸付金の償還期間は、貸付けの日から 15 年（5 年以内の据置期間を含む。）以内とする。</p>

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

（単位：百万円）

地域振興民間能力活用事業計画

年度案件

（ふ り が な） 貸 付 対 象 事 業 名 （民間プロジェクト名）		（ ）			
貸付予定団体名（事業地域名）		（ ）			
（ふ り が な） 民 間 事 業 者 等 名 連 帯 保 証 予 定 者					
	総額	年度分	年度分	年度分	年度分
設 備 投 資 等 の 総 額					
貸 付 対 象 事 業 費					
（うち用地取得費）		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
（うち付随費用）		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
ふるさと融資希望額					
民間金融機関等借入金額					
補助金額					
ふるさと融資比率		%	%	%	%
貸付対象事業の概要（設備の取得等の期間：着工 年 月 日～ 年 月 日）					
敷地（開発）面積 m ² （うち賃借面積 m ² ） 建物構造					
建物延床面積 m ² （うち賃借面積 m ² ）					
施 設 区 分		通常施設	複合施設	（該当する方に○を付ける）	
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等					
当該事業による地域の振興効果等					
稼働時における新規雇用者確保数		人（ 年 月 日稼働予定）			
（うち直接雇用者確保数		人、 うち間接雇用者確保数 人）			
当 該 市 町 村 の 状 況		類似団体の類型		財政力指数	
人 口 人		高齢化率 %		人口増減率 %	
就業人口		人 1次	% 2次	% 3次	%
		人口1人当たり所得 千円			
事業地における地域指定の状況（該当箇所○を付ける）		過疎・みなし過疎 離島 地域再生計画認定地域 定住自立圏 連携中枢都市圏			
事業の特例状況（該当箇所○を付ける）		市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 （㈱脱炭素化支援機構が出資等を行う事業 再生可能エネルギー電気事業			
貸 付 団 体 の 財 政 状 況		標準財政規模 百万円		財政力指数	
経常収支比率 %		実質公債費比率 %			

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三重県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和4年度分の貸付けから適用する。

三重県告示第 834 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	三重県伊賀市平野西町 1 番 1

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
今矢 成一	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2421284

三重県告示第 835 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

令和 5 管理年度（令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間）におけるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第 1 さんま

1 都道府県別漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）現行水準

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県さんま漁業	現行水準

第 2 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量

現行水準

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まあじ漁業	現行水準

第 3 まいわし太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量

64,400 トン

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まいわし中型まき網漁業	36,000 トン
三重県まいわし機船船びき網漁業	15,000 トン
三重県まいわしその他漁業	現行水準

三重県告示第 836 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける手数料の収納の事務を次の者に委託しました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号グランフロント大阪タワー A

株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

2 委託の期間

令和 5 年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日まで

三重県告示第 837 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 16 の規定により、放置違反金の収納事務を次のとおり委託します。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託を受けた者の名称及び所在地

委託者	所在地
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田 21 番 27 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目 421 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

2 委託期間

令和 5 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

八王子土地改良区（四日市市八王子町 260 番地 1）

退任監事

四日市市八王子町 1370 番地 1

〃 〃 400 番地

小林 利 春

小林 重 治

退任清算人

四日市市波木町 1982 番地 64

〃 笹川五丁目 59 番地

〃 八王子町 385 番地

〃 〃 27 番地 1

〃 〃 448 番地 1

小林 勝 則

小林 健 雄

西 中 保

山下 昭 彦

榊 英 雅

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく講習会を次のとおり開催します。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
令和 5 年 2 月 14 日（火）	午前 10 時から午後 5 時まで	津市白山町二本木 3769-1 三重県林業研究所 本館 会議室

2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

3 受講の申込方法

- (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 7 号）第 1 号様式）
- (2) 手数料及び納付方法
生産事業者講習手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。
- (3) 提出期限
令和 5 年 1 月 31 日（火）午後 5 時まで
- (4) 提出場所
住所地を所管する各農林（水産）事務所

4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、御留意ください。
- (2) 受講を遅刻又は早退した場合は、講習修了と認められません。
(交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。)
- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習手数料は、返還できません。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先は、三重県農林水産部森林・林業経営課（電話 059-224-2563）又は最寄りの各農林（水産）事務所です。
- (6) 対面での受講を基本としますが、リモートでの受講を希望する場合は別途ご相談ください。

沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、三重県栽培漁業基本計画（令和 8 年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画）を次のとおり定めましたので公表します。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県栽培漁業基本計画

水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢が厳しさを増しています。

このような状況の下、三重県の水産業が情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定的な供給が確保されなければなりません。

水産基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）においては、水産資源の適切な管理等を通じた水産業の成長産業化を図るため、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施について定められています。栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化することとし、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、資源造成効果を検証するとしており、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」（令和 4 年 7 月）に基づき実施されることとしています。

本県では、県、市町、漁業協同組合、漁業者、種苗生産機関等の関係者全体で、栽培漁業を推進し、これまで対象種の資源維持や漁獲の安定化に一定の役割を果たすとともに、漁場環境の保全、対象種の生態解明や放流種苗の管理を通じた資源管理意識の醸成等を通じ、沿岸漁業の振興や資源の持続的な利用に貢献してきました。

一方で、資源評価が十分でない対象種についての放流効果の検証、適切な費用負担のあり方の検討、老朽化する種苗生産施設（三重県栽培漁業センター、三重県尾鷲栽培漁業センター、伊勢湾北部中間育成施設、伊勢湾南部中間育成施設）の計画的な修繕等の対策の実施、種苗生産施設の有する種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進めることが課題となっています。

このため、本県の栽培漁業の一層の推進に当たっては、都道府県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種については、関係都道府県と連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討を進め、放流した地先で漁獲される地先種については、地域の漁業振興や海洋環境の変化への対応の点で、適種を適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に種苗放流を進めることが必要です。

また、広域種、地先種のいずれにおいても、漁獲管理との一体的な取組、種苗放流の効果の検証とその結果を踏まえた効果的な種苗放流の推進がこれまで以上に重要です。

このような状況を踏まえ、県は、関係者との適切な役割分担の下、以下の取組を推進します。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- 1 種苗の生産に当たっては、放流しようとする水域の自然条件、技術の開発状況、種苗生産施設の能力等を勘案し、大量かつ効率的な生産を推進します。また、県及び種苗生産機関は、生物多様性の保全に配慮するとともに、伝染性疾患の発生と蔓延の防除を図ります。
- 2 種苗放流は資源管理の枠組みの中で行い、種苗の放流に当たっては、効果検証に努め、その結果を踏まえて、資源造成効果の高い対象種の検討を行うとともに、放流効果の高い適地での放流方法を関係者で検討します。また、漁場環境、生物の生息状況及び漁業実態を加味した上で、適正な放流数量の把握、放流初期の減耗が最少となる海域、時期及びサイズの特定に努め、継続的に実施します。県及び種苗生産機関は、放流に適したサイズの確保、放流場の環境への順化等を図る上で、放流対象種の特性や地域の実態に即した中間育成を進めます。さらに、生物多様性の保全への配慮及び伝染性疾患の発生と蔓延の防除を図り、放流を実施する関係者とともに沿岸における漁業操業や船舶の航行等についても十分配慮します。
- 3 県及び種苗生産機関は、県の海域を越えて回遊する対象種の種苗放流、放流種苗育成のための漁獲管理及びモニタリングについて、海域協議会において策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」（広域プラン）等を踏まえ、取り組みます。また、調査研究においても、資源の培養と管理による最大限の効果を発現させるため、県は関係県や国並びに国立研究開発法人水産研究・教育機構と共同して調査を行い、回遊生態、資源の利用実態等を把握した上で、放流対象種の栽培漁業を進める上での役割分担を明確にし、協力体制の確立に努めます。

県及び種苗生産機関は、関係県間における連携、分業等により、低コスト化と総合的な生産能力の高い共同種苗生産体制の構築について検討します。

- 4 県及び放流効果実証事業を実施する者として県の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、放流効果実証事業等を通じて放流による経済効果の程度及び範囲が明らかになった魚種については、漁業者を中心とした資源の利用者（以下「資源利用者」という。）の応分の負担による栽培漁業の継続実施を推進します。
- 5 対象種の資源状況や本基本計画の進捗状況等について確認し、対象種の資源が回復し安定した状態に達した場合、種苗放流したものの期待した効果が得られないと判断される場合等、必要に応じ、三重県栽培漁業のあり方検討会等の意見を踏まえた上で、本基本計画を見直すものとします。

第2 種苗の生産及び放流又は育成を推進することが適当な水産動物の種類

魚 類	まだい、ひらめ、とらふぐ、かさご
貝 類	あわび
甲 殻 類	くるまえば

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

令和 8 年度において種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時のサイズは、次のとおりとします。

魚 類	まだい	50 万尾（平均全長 60 mm）
	ひらめ	12 万尾（平均全長 80 mm）
	とらふぐ	25 万尾（平均全長 50 mm）
	かさご	5 万尾（平均全長 50 mm）
貝 類	あわび	67 万個（平均殻長 25 mm）
甲 殻 類	くるまえば	140 万尾（平均全長 40 mm）

なお、令和 8 年度の本県における種苗生産数量及び生産時のサイズは、次のとおりとします。

魚 類	まだい	60 万尾 (平均全長 25 mm)
	ひらめ	15 万尾 (平均全長 30 mm)
	とらふぐ	30 万尾 (平均全長 20 mm)
	かさご	7 万尾 (平均全長 30 mm)
貝 類	あわび	84 万個 (平均殻長 15 mm)
甲 殻 類	くるまえばい	210 万尾 (平均全長 14 mm)

第 4 放流効果実証事業に関する事項

1 指定法人が行う放流効果実証事業の対象とすべき水産動物

ま だ い
ひ ら め

2 放流効果実証事業の指標

区 分	事 業 に 関 す る 指 標	
	まだい	ひらめ
放 流 尾 数 (1 事 業 当 たり)	おおむね 10万尾以上	おおむね 5万尾以上
放 流 時 期	4月から6月まで	5月から6月まで
放 流 時 の サ イ ズ	平均全長60mm	平均全長80mm
放 流 し た 水 産 動 物 の 成 長 に 関 す る 協 力 の 要 請 内 容	全長17cm以下の ものの採捕の自粛	全長20cm以下の ものの採捕の自粛
経 済 効 果 の 把 握 に 関 す る 事 項	水産研究所等の指導のもとに放流種苗には可能な範囲で標識を施し、標本船、市場調査等により放流魚等の漁獲状況の把握に努めるとともに、資源利用者等に再捕報告を呼びかけるものとします。	
経 済 効 果 の 普 及 方 法	資源利用者等に対して、パンフレットの配布、放流効果等の説明会の開催等を実施します。	
そ の 他	沿岸漁場の総合的な利用の見地から、妥当な海域で事業を実施します。	

第 5 特定水産動物育成事業に関する事項

放流効果実証事業等により放流効果の範囲、程度等が明らかになった場合、必要に応じて本事業の導入を推進します。

第 6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

1 種苗生産の技術水準の目標

令和 8 年度における種苗生産機関の水槽容量当たりの種類別種苗生産数量及び生産時のサイズは、次のとおりとします。

まだい	1m ³ 当たり	5,000 尾 (平均全長 25 mm)
ひらめ	1m ³ 当たり	2,000 尾 (平均全長 30 mm)
とらふぐ	1m ³ 当たり	2,000 尾 (平均全長 20 mm)
かさご	1m ³ 当たり	1,500 尾 (平均全長 30 mm)
あわび	1m ³ 当たり	5,000 個 (平均殻長 15 mm)
くるまえばい	1m ³ 当たり	12,000 尾 (平均全長 14 mm)

2 解決すべき技術開発上の主な課題

県、指定法人及び種苗生産機関は、相互に連携し、課題の解決を図るよう努めます。

(1) 共通課題

- ア 海洋環境の変化に適応した栽培漁業の推進のための技術開発
- イ 飼育技術の改良及び飼育方法の効率化による生産経費の低減化
- ウ 多くの親魚を用いる等、遺伝的多様性に配慮した種苗生産の実施
- エ 親魚養成、種苗生産及び中間育成の各段階における疾病防除を通じた健苗性の確保
- オ 適切な飼育環境や給餌による体色・形態異常の発生抑制
- カ 資源利用者が行う中間育成時の飼育管理技術の向上
- キ 放流種苗の生残率向上のため、放流適地、生産コスト及び放流効果から見て最適な放流サイズ及び放流尾数の把握

- ク 放流効果把握に有効な新しい標識手法の開発及び導入
 - ケ 資源評価における放流効果の定量的な評価
 - コ 種苗生産技術の継承のための体系的なマニュアル化
- (2) 魚種別の課題
- ア まだいに係る課題
 - (ア) モニタリングの継続による資源動向の把握
 - (イ) 放流効果の実証と費用負担の検討
 - イ ひらめに係る課題
 - (ア) モニタリングの継続による資源動向の把握
 - (イ) 放流効果の実証と費用負担の検討
 - ウ とらふぐに係る課題
 - (ア) モニタリングの継続による資源動向の把握
 - (イ) 放流効果の実証と費用負担の検討
 - エ かさごに係る課題
 - (ア) 放流適地及び放流手法の検討
 - (イ) 放流効果の調査
 - オ あわびに係る課題
 - (ア) モニタリングの継続による資源動向の把握
 - (イ) 放流効果の実証と費用負担の検討
 - カ はまぐりに係る課題
 - 種苗生産技術、中間育成技術の開発
 - キ あさりに係る課題
 - 種苗生産技術、中間育成技術の開発
 - ク くるまえびに係る課題
 - (ア) モニタリングの継続による資源動向の把握
 - (イ) 放流適地及び放流手法の検討
 - (ウ) 放流効果の調査
 - ケ いせえびに係る課題
 - 種苗生産技術の向上
 - コ がざみに係る課題
 - (ア) 種苗量産技術の向上
 - (イ) 放流適地及び放流手法の検討
 - (ウ) 放流効果の調査
- 3 技術開発水準の到達すべき段階

種 類	基 準 年 (令 和 4 年 度) に おける平均的技術開発段階	目 標 年 (令 和 8 年 度) に おける技術開発段階
ま だ い	E	E
ひ ら め	E	E
と ら ふ ぐ	E	E
か さ ご	D	D
あ わ び	E	E
は ま ぐ り	B	C～D
あ さ り	B	C～D
く る ま え び	D	D
い せ え び	A	B
が ざ み	B	C～D

(注) A：新技術開発期(種苗生産の基礎技術開発を行う。)
 B：量産技術開発期(種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術開発を行う。)
 C：放流技術開発期(種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適し

た時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。)

D：事業化検討期(対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。)

E：事業化実証期(種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。)

F：事業実施期(持続的な栽培漁業が成立する。)

第7 水産動物の放流後の成育、分布及び再捕に係る調査に関する事項

- 1 県及び指定法人は、放流後の成長状況及び成長過程における生残状況、移動分布状況、再捕状況等を調査し、放流による増殖効果を明らかにするため、可能な範囲で放流種苗に標識を施すものとします。
- 2 調査は、指定法人が行う放流効果実証事業以外についても可能な限り実施主体が標本船調査、市場調査等を通じて行うものとし、県がその指導を行うものとします。また、そのモニタリング体制についても検討・整備していきます。

第8 その他の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- 1 県の定める基本計画の進捗管理及び毎年度の栽培漁業の円滑な実施を図るため、また、水産動物の種苗の放流及び育成が第1の趣旨に従って行われるよう、漁業団体、市町、学識経験者等を構成員とする三重県栽培漁業協議会を設置します。
- 2 指定法人は、県との連携を一層強化するとともに資源利用者に対する研修事業等を充実することにより、栽培漁業に関する技術の普及及び指導を促進し、もって栽培漁業に関する技術移転及び定着化を図ります。
また、県及び指定法人は、広く一般県民にも、栽培漁業並びに資源の育成及び管理の重要性についての普及啓発を積極的に行います。
- 3 国、県及び市町が実施する水産施策との連携、調和を図ります。資源の減少が著しい二枚貝の増殖について、国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構による技術開発の状況を把握し、検討を行います。
- 4 県及び種苗生産機関は、栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構、大学、関係都道府県、市町等と密接な連携を保って、栽培漁業を推進します。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和4年12月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量(1級基準点測量)
- 2 作業期間
令和4年12月20日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
桑名郡木曾岬町新輪

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和4年12月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間
令和4年12月20日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
桑名市長島町老松及び桑名郡木曾岬町新輪

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年11月30日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
松阪市高須町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 11 月 30 日に終了した旨、鈴鹿市長から通知がありました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
鈴鹿市南玉垣町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
四日市都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 12 月 16 日	いなべ市員弁町暮明字暮明前 199	いなべ市員弁町東一色 2345-1 田 中 努 いなべ市員弁町東一色 2345-1 田 中 美由紀

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
三重県津庁舎で使用する電気（予定使用量）857,989 k W h
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 使用期間

令和 5 年 5 月 1 日（月）0 時から令和 6 年 4 月 30 日（火）24 時まで

(4) 需要場所

三重県津市桜橋三丁目 446 番地 34 三重県津庁舎

(5) 業種及び用途

官公署（事務所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和 4 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 小売電気事業者（電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 5 年 1 月 23 日（月）15 時まで、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 令和 4 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格保有者であることを証明する書類
なお、新たに令和 4 年度三重県電力調達に係る環境配慮第 6 条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第 5 条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

(5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8567 三重県津市桜橋三丁目 446 番地 34
三重県津地域防災総合事務所地域調整防災室総務課 担当 米倉
電話 059-223-5010 ファクシミリ 059-227-3170
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 5 年 2 月 6 日（月）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 1 月 27 日（金）までに本システム上で通知を行います。
② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 1 月 27 日（金）までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 5 年 2 月 6 日（月）15 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和 5 年 2 月 6 日（月）15 時
なお、入札書は令和 5 年 1 月 28 日（土）から同年 2 月 6 日（月）15 時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県津地域防災総合事務所地域調整防災室総務課
案件名 三重県津庁舎で使用する電気
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和 5 年 2 月 6 日（月）15 時 30 分
場所 三重県津市桜橋三丁目 446 番地 34
三重県津地域防災総合事務所
- (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。
よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、ご留意願います。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付

する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 857,989kWh) to be used in Tsu Bureau Building of Mie Prefecture

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Monday, May 1, 2023 to 12:00 P.M. on Tuesday, April 30, 2024

(3) Supply place:

Tsu Bureau Building of Mie Prefecture

(4) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, February 6, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Saturday, January 28, 2023 and 3:00 P.M. on Monday, February 6, 2023.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Monday, February 6, 2023.

(6) Managing Authority :

Tsu Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture
3-446-34 Sakurabashi, Tsu city, Mie, 514-8567, Japan
TEL:059-223-5010

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
